

令和8年5月26日（火）
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】

青森労働局労働基準部監督課
課長 木村 美穂
地方労働基準監察監督官 新田 良晴
青森市新町2-4-25
青森合同庁舎2階
電話 017-734-4112

報道関係者 各位

令和7年度における建設工事に係る監督指導結果について ～6割以上の現場で労働安全衛生法違反～

青森労働局（局長 かくい しんいち 角井 伸一）は、令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）に、青森県内の各労働基準監督署において実施した建設工事に係る監督指導結果を取りまとめました。

この結果、建築工事の約64%、土木工事の約65%、木造家屋等低層住宅建築工事の約73%（全体で約67%）の現場で労働安全衛生法違反が認められました。

青森労働局では、建設業関係団体に対する文書要請や、建設工事監督指導強化期間（9月、10月）に集中的な監督指導を実施するとともに、度重なる指導にもかかわらず法違反の是正が行われないなどの重大・悪質な事案や、重篤な労働災害を発生させた事案については、その事業者に対し、司法処分（送検）を含め厳正に対処してまいります。

【建設工事に係る監督指導結果の概要】

1 違反の状況（全体：違反率67.0%（違反現場数142／対象現場数212））

(1) 建築工事（木造家屋等低層住宅建築工事以外）

ア 対象現場数	77
イ 違反現場数	49（うち、4現場で行政処分（使用停止等命令））
ウ 違反率	63.6%（令和6年度 71.4%）

(2) 土木工事

ア 対象現場数	62
イ 違反現場数	40（うち、1現場で行政処分（使用停止等命令））
ウ 違反率	64.5%（令和6年度 54.5%）

(3) 木造家屋等低層住宅建築工事

ア 対象現場数	73
イ 違反現場数	53（うち、13現場で行政処分（使用停止等命令））
ウ 違反率	72.6%（令和6年度 80.00%）

2 主な違反の内容

(1) 建築・土木工事（木造家屋等低層住宅建築工事以外）

特定元方事業者（※¹）等の措置、車両系建設機械（※²）の作業計画の作成等、足場・作業床からの墜落・転落防止措置

(2) 木造家屋等低層住宅建築工事

特定元方事業者（※¹）等の措置、足場・作業床からの墜落・転落防止措置

※詳細は、別紙「令和7年度建設工事監督指導結果」のとおり

令和7年度建設工事監督指導結果

1 監督指導結果

(1) 建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)

ア 監督指導の状況

建設工事の種別	令和7年			令和6年		
	全体	建築工事	土木工事	全体	建築工事	土木工事
対象現場数	139	77	62	136	70	66
違反現場数	89	49	40	86	50	36
違反率	64.0%	63.6%	64.5%	63.2%	71.4%	54.5%
使用停止等命令現場数	5	4	1	11	10	1
(違反現場数に対する割合)	5.6%	8.2%	2.5%	12.8%	20.0%	2.8%

【全体(建築工事と土木工事の合計)】

→ 139 現場に監督指導を実施し、このうち 89 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 64.0%)。

また、違反が認められた 89 現場のうち、5 現場で行政処分(使用停止等命令(※))を行った。

【建築工事】

→ 77 現場に監督指導を実施し、このうち 49 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 63.6%)。

また、違反が認められた 49 現場のうち、4 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

【土木工事】

→ 62 現場に監督指導を実施し、このうち 40 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 64.5%)。

また、違反が認められた 40 現場のうち、1 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

* 今回の 5 現場で行った行政処分のすべてが、足場(足場の階段含む)、作業床の端等における墜落防止に係るもの(手すり、囲い等未設置、本足場の未設置)であった。

※ 労働安全衛生法第 98 条において、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者等がその講ずべき措置を怠って法に違反している場合に、それらを是正させるため、作業停止、建設物等の使用停止等を命じることができる旨規定されている。

今回の 5 現場で行った行政処分のうち最も多かったのは、作業床の端等における墜落防止に係るもの(手すり、囲い等未設置)であった。

イ 主な労働安全衛生法違反の状況

建設工事の種別 項目	全 体			建 築 工 事			土 木 工 事		
	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率
特定元方事業者等	115	70	60.9%	67	45	67.2%	48	25	52.1%
車両系建設機械	77	27	35.1%	31	10	32.3%	46	17	37.0%
墜 落 防 止	65	16	24.6%	50	12	24.0%	15	4	26.7%
通 路 ・ 足 場	83	24	28.9%	55	20	36.4%	28	4	14.3%

※ 「該当現場数」は、「項目」(特定元方事業者等、車両系建設機械等)の措置をとる必要があった現場の数、「違反現場数」は、該当現場数のうち、必要な措置をとっていなかった現場の数を表す。

【項目ごとの具体的違反内容の例】

○ 特定元方事業者等(いわゆる元請業者に係る措置)

- ・ 関係請負人(下請事業者)に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行っていない。
- ・ 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行っていない。
- ・ 足場、作業床等について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置(手すりの設置等)を講じていない。

○ 車両系建設機械

- ・ あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っていない。
- ・ 接触危険箇所等に労働者を立ち入らせている、又は誘導者を配置して誘導させていない。
- ・ 運転位置から離れるときに、バケット等の作業装置を地上におろす、又は原動機を止めるなどの逸走を防止する措置を講じさせていない。
- ・ 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用している。
- ・ 定期(1年及び1か月以内ごとに1回)自主検査又は作業開始前点検を行っていない。

○ 墜落防止

- ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等の墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
- ・ 移動はしごに、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講じていない。

○ 通路・足場

- ・ 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けていない。
- ・ 高さ2メートル以上の足場に、手すりを設けるなどの必要な措置を講じていない。
- ・ 足場での作業を始める前に、足場の作業開始前点検を行っていない。

(2) 木造家屋等低層住宅建築工事

ア 監督指導の状況

	令和7年	令和6年
対象現場数	73	95
違反現場数	53	76
違反率	72.6%	80.0%
使用停止等命令現場数	13	20
(違反現場数に対する割合)	24.5%	26.3%

→ 73 現場に監督指導を実施し、このうち 53 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 72.6%)。

また、違反が認められた 53 現場のうち、13 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

* 今回の 13 現場で行った行政処分のすべてが、足場(足場の階段含む)、作業床の端等における墜落防止に係るもの(手すり、囲い等未設置、本足場の未設置)であった。

イ 主な労働安全衛生法違反の状況

項目	該当現場数	違反現場数	違反率
特定元方事業者等	41	26	63.4%
墜落防止	53	20	37.7%
足場	62	32	51.6%

※ 「該当現場数」は、「項目」(特定元方事業者等、墜落防止等)の措置をとる必要があった現場の数、「違反現場数」は、該当現場数のうち、必要な措置をとっていない現場の数を表す。

【項目ごとの具体的違反内容の例】

- 特定元方事業者等(いわゆる元請業者に係る措置)
 - ・ 高さ2メートル以上の作業床等の墜落危険箇所について、関係請負人(下請事業者)に使用させるときに、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
 - ・ 足場について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置(手すりの設置等)を講じていない。
- 墜落防止
 - ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
 - ・ 移動はしごに、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講じていない。
- 足場
 - ・ 高さ2メートル以上の足場に、手すりを設けるなどの必要な措置を講じていない。
 - ・ 足場での作業を始める前に、足場の作業開始前点検を行っていない。

2 今後の対応

令和7年度の結果においても、依然として、建設工事の現場作業に係る労働安全衛生法違反が多く認められたことから、労働安全衛生法令の遵守及び労働災害防止対策の推進のため、青森労働局においては、次の対応をすることとしている。

- (1) 県内の各労働基準監督署において、定期的な監督指導を実施するとともに、特に、9月及び10月を建設工事監督指導強化期間として、重点的に監督指導を実施する。また、度重なる指導にもかかわらず法違反の是正が行われないなどの重大・悪質な事案や、重篤な労働災害を発生させた事案については、その事業者に対し、司法処分(送検)を含め厳正に対処する。
- (2) 建設業関係団体に対し、傘下の会員事業場等に今回の監督指導結果の周知及び必要な措置の実施指導を行うよう文書で要請する。
- (3) 全国安全週間(期間:令和8年7月1日～7日、準備期間:同年6月1日～30日)を始めとして、事業場の自主的な安全衛生管理の一層の推進を呼びかける。